

改正派遣法に基づくマージン率の公開

対象期間:2025年3月1日～2026年2月28日

事業所	栃木県宇都宮市岩曾町 1333 番地
派遣労働者の数	1 人 (2026 年 2 月 28 日付け派遣労働者数)
派遣先の数	1 社 (2025 年度派遣先事業者数)
労働者派遣に関する料金	25,108 円 (2025 年度労働者派遣に関する料金の平均額)
派遣労働者の賃金	14,303 円 (2025 年度派遣労働者の賃金の平均額)
マージン率	43.0% (2025 年度マージン率の平均)
教育訓練に関する事項	派遣就業前に、個人情報保護法基礎研修及び情報セキュリティ研修を行います。その他、ご希望の方には無料もしくは特別料金を各種講座を受講できます。
その他福利厚生等	派遣でご就業いただくに際して健康保険・厚生年金・雇用保険に加入、ならびに任意でグッドライフクラブに入会することで様々な福利厚生を利用出来ます。また、対象となる方には産前産後休暇・育児休暇・介護休業の制度もご利用可能です。
労働者派遣法 30 条の 4 第 1 項の 労使協定締結の有無	有
上記労使協定の有効期間	2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日
上記労使協定の対象となる労働者の 範囲	建設設備運転等の業務に従事する従業員
キャリアコンサルティングの相談窓口連 絡先	本社 028-664-3711

平成 24 年 10 月 1 日施行の「労働者派遣法改正法」により、派遣元事業者（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金を派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。（法第 23 条第 5 項）

このマージン率は以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(小数点以下一位未満を四捨五入する)